

川崎市訓令第3号

健康福祉局

こども未来局

まちづくり局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程（昭和３５年川崎市訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別表健康福祉局の部看護大学の項を次のように改める。

看護大学	事務局に勤務する職員	38時間45分 (学長)	1 日勤 8：30～17：15 2 変則勤務 (1) 8：00～16：45 (2) 9：00～17：45 (3) 10：00～18：45 (4) 11：25～20：10 (5) 13：15～22：00	1 日勤 12：00～13：00 2 変則勤務 (1) 12：00～13：00 (2) 13：00～14：00 (3) 13：30～14：30 (4) 15：40～16：40 (5) 16：45～17：45	日曜日及び4週間を通じ4日
	教員（学長を除く。）	38時間45分 (学長)	1 日勤 8：30～17：15 2 変則勤務 (1) 8：00～16：45 (2) 9：00～17：45 (3) 10：00～18：45 (4) 11：25～20：10 (5) 13：15～22：00	1 日勤 勤務時間の途中において1時間 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日

別表こども未来局の部児童家庭支援・虐待対策室の款南部児童相談所の項及び中部児童相談所の項を次のように改める。

南部児童相談所	南部児童相談所に勤務する職員（保護係に勤務する職員を除く。）	38時間45分 (所長)	1 日勤 8：30～17：15 2 変則勤務 13：00～21：45	1 日勤 12：00～13：00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
	保護係に勤務する職員（係長及び看護師を除く。）	38時間45分 (所長)	交替勤務 (1) 7：00～15：45 (2) 8：30～17：15 (3) 12：45～21：30 (4) 16：30～翌日の9：00	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
中部児童相談所	中部児童相談所に勤務する職員（保護係に勤務する職員を除く。）	38時間45分 (所長)	1 日勤 8：30～17：15 2 変則勤務 13：00～21：45	1 日勤 12：00～13：00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
	保護係に勤務する職員（係長及び看護師を除く。）	38時間45分 (所長)	交替勤務 (1) 7：00～15：45 (2) 8：30～17：15 (3) 12：45～21：30 (4) 16：30～翌日の9：00	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日

別表まちづくり局の部建築管理課の款中「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。